## 面談強要禁止の仮処分について

- 争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は緊急の危険を避けるために必要な場合には、仮の地位を定める仮処分命令を発することができる(民事保全法第23条第2項)。
- 子の利益を保護するために親権者による事実上の不当な介入を防止する必要性が高いような事案においても、仮の地位を定める仮処分命令の一類型として、人格権に基づき、親に対して、子へのつきまといなどをしてはならないことを命ずる面談強要禁止命令が発令されることが考えられる。
- 〇 仮の地位を定める仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経てしなければならないが、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、期日を経なくてもよい(民事保全法第23条第4項)。
- 〇 命令を発せられた債務者が、命令に従わない場合、強制執行(間接強制)を行うことができる(民事保全法第52条、民事執行法第172条)。

#### (参考条文)

〇 民事保全法

(仮処分命令の必要性等)

第23条(略)

- 2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。
- 3 (略)
- 4 第2項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

(仮処分の執行)

- 第52条 仮処分の執行については,この節に定めるもののほか,仮差押えの執行又は強制 執行の例による。
- 2. 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務 名義とみなす。
- 〇 民事執行法

(間接強制)

- 第172条 作為又は不作為を目的とする債務で前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。
- 2 (以下略)

### 「報告書骨子案」に関する意見(佐藤委員)

#### 私の基本的観点は

- ・ そもそも親権は、こどもの権利の実現のためにこれを代弁しあるいは種々の権利 侵害から子どもを守るために親に対して優越的独占的に認められた「権利」と認識 している。したがって、「親権」がこどもの不利益のために行使されることなどは 、あり得ない。
- ・ 児童虐待は「犯罪」である。課題はかかる犯罪からこどもを速やかに救出することにある。
- ・ いかなる虐待行為も、親子間あるいは家庭内ということで特別視をせずしかるべき法をもって対応すべきである。
- ・ 救出したこどもは基本的に社会的養護の下におかれる。 であり、そのような観点から報告書については、以下のようにコメントいたします。

# 入所措置の場合の施設長の権限

同意であれ、強制であれ施設等に措置入所している場合は、現行法のとおり施設長等に権限があり、あわせて親権者の意向より優先することができる旨を法的に明確にすべきという主張に賛成。その際、施設長は都道府県(児童相談所)に報告義務があることとする。

児童福祉審議会は「事後承認」を含めて機能するならばよいが、緊急時に妨げとならないように配慮が必要。

一時保護中の児相長の権限

上記の施設長と同様に児相長の権限を担保するべき。児童福祉審議会の関与も上記と同様。

- 里親委託中及び一時保護中の親権者のいないこども・・・児相長が親権を行うことに賛成。
- · 一時保護期間

こと、虐待ケースについては短期間で一時保護を要した状況の改善が見込まれるとは考えにくいので、現行制度を維持することが必要であり、保護者に不服がある場合は訴訟手続きにまかせればよい。

- 一時保護は緊急性を要する場合が多いと思われるので、司法関与の強化は望ましくない。
- ・ 保護者指導は当然強化されるべきであるし、一定のプログラムを終えない限り、こ どもは手許に戻さない程度に重視すべきである。

したがって、裁判所の勧告以上のレベルを求めたい。しかし、実際にはあわせて、

保護者指導のノウハウ、マンパワーやそれにともなう予算等、早急に解決すべき課題 も多い。

・ 接近禁止令については、むしろ、施設入所児は現行の面会禁止措置等を厳格に適用 し、これに違反した場合は、別途刑法罪を適用し「威力業務妨害」や「建造物侵入」 で対応可。自立した年長児の場合は、提案にある親権喪失宣告の請求及び、その後は 上記の刑法罪の適用で対処することが有効ではないか。

(以上)